

(審査案件第58号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

「大仏ダムのコア倉庫の当初から現在までの借地契約書」に係る公文書の一部を公開できないとした処分のうち、賃貸借対象地の所在（字）及び地番並びに土地の「賃料」の金額が記載された部分は公開すべきであるが、本件実施機関のその余の判断は妥当である。

### 第2 異議申立ての経過

- 1 平成17年（2005年）1月11日、異議申立人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、「大仏ダムのコア倉庫の当初から現在までの借地契約書」の公開請求を行った。
- 2 平成17年1月25日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、この請求に対し、「土地賃貸借契約書（昭和61年2月18日付け）」他5件の文書（以下「本件公文書」という。）を対象文書として特定し、一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 異議申立人は、本件決定に対し、平成17年3月22日付けで本件公文書の全部公開を求める旨の異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

本件実施機関は、本件公文書中に記載された賃貸人の氏名、住所、印影、賃貸借対象地の所在（字）、地番、及び賃料を、本件条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であることを理由に非公開としている。

しかしながら、同条同号ただし書きイは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については公開しなければならないと定められている。

本件公文書は、相続手続きが未完了の土地に関する賃貸借契約書であり、当該土地を含む相続を完結させるために、当該契約の内容が明らかにされることが必要である。したがって、本件公文書に記載されている個人に関する情報は、人の生命又は経済、財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報である

から、公開されるべきである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

- 1 本件公文書は、大仏ダム建設計画における諸調査のうち、地質調査において採取するボーリングコアの保管用倉庫用地の土地賃貸借契約に係る契約書である。
- 2 本件公文書中に記載された賃貸人の氏名、住所、印影、賃貸借対象地の所在(字)、地番、及び賃料は、本件条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であり、同条同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、これらの情報を非公開としたものである。

なお、異議申立人は、「相続人の正当なる相続の完結の為」これらの情報を公開すべきである旨主張するが、本件条例は何人に対しても等しく公開請求権を認めており、異議申立人が本件公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情により、公開される範囲等が異なるものではないので、異議申立人の主張は理由がないものと思慮する。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 本件公文書について

本件公文書は、大仏ダム建設計画における地質調査において採取したボーリングコアを保管するための倉庫敷地に係る昭和61年2月18日付け土地賃貸借契約書（以下「原契約書」という。）、及び同契約の一部変更契約書5件（昭和63年4月1日付け、平成3年4月1日付け、平成5年4月1日付け、平成7年4月1日付け、平成11年4月1日付け。以下「変更契約書等」という。）であり、いずれも長野県と同一の個人との間で締結されたものである。

原契約書の本文中においては、契約の相手方となる所有者名を記入する箇所に賃貸人の氏名が記載され、年額の賃料、契約期間等の契約条件等が記載されるとともに、契約者の署名欄に賃貸人の住所、氏名が記載され、押印されている。また、同契約書の別表には賃貸借対象土地の所在(字)、地番、地目、地積等が記載されるとともに、賃貸借対象土地を測量し、その面積を計算した図面が添付されている。

変更契約書等は、賃料及び契約期間を変更するために締結されたものであり、新旧の賃料及び新たな契約期間等が記載されるとともに、貸主欄に賃貸人の住所、氏名が記載され、押印されている。

本件実施機関は、本件公文書のうち、賃貸人の氏名、住所、印影、賃貸借対象地の所在(字)、地番、及び賃料について、本件条例第7条第2号に該当するこ

とを理由に非公開とする決定を行った。

## 2 本件条例第7条第2号の該当性

### (1) 本件条例第7条第2号について

本件条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定個人を識別することができないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報（ただし書きア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要である情報（同イ）、公務員の職・氏名・職務の内容で個人の権利利益を不当に害さないもの（同ウ）は公開するものとされている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人のプライバシーはもとより、必ずしもプライバシーに当たるとはいえないものであっても、個人に関する情報については、ただし書き（ア）～（ウ）に該当しない限り、個人の「氏名」など、特定の個人の識別性を基準として、非公開とする規定である。

### (2) 賃貸借対象地の所在（字）及び地番について

本件処分においては、本件公文書中の賃貸借対象地の所在（字）及び地番について、本件条例第7条第2号に該当することを理由として非公開とされている。

確かに、契約書中の賃貸借対象地の所在地の情報について公開となれば、当該土地の登記簿と照合することで、当該土地の登記名義人等の特定個人が識別されることは明らかである。その意味で、当該土地の所在地情報は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定個人を識別することができる情報である。

ところで、本件公文書に係る公開請求は、「大仏ダムのコア倉庫」に関する公文書の公開請求である。県が設置したこのような施設の所在地に関する情報については、本件条例第7条第4号に規定があるように、所在地が一般に明らかになることによって、公共安全に支障がある等の特段の理由のない限り公開されるべきものである。また、当審査会が確認したところによれば、当該ボーリングコア倉庫の所在地は市販の住宅地図にも掲載されていることから、施設の表示としてもボーリングコアを保管するため県が設置した施設である旨が

示されていたものと推定され、公知の情報であると考えられる。こうした点を踏まえると、「大仏ダムのコア倉庫」の所在地を示す本件賃貸借対象地の所在（字）及び地番は、本件土地にかかる登記簿を照合することで登記名義人等の特定の個人が識別できる情報であるとしても、すでに公知の情報であり、本件条例7条第2号ただし書きアの「慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報」に該当し、非公開とすることはできない。

### （3）賃貸人の氏名、住所、印影について

次に、本件公文書中の賃貸人の氏名、住所、印影についてであるが、上記（2）と同様に、本件条例第7条第2号に該当することを理由として非公開とされている。

賃貸人の氏名は、特定の個人を識別することができると思われる情報であり、賃貸人の氏名とともに記載されている住所、印影は、いずれも賃貸人の個人に関する情報で、本件条例第7条第2号本文の特定個人を識別し得る情報であることが認められる。

次に、賃貸人の氏名、住所、印影（以下、「氏名等」という。）の本件条例第7条第2号ただし書き該当性であるが、本件賃貸借契約が土地に関するものであり、上記（2）で判断したとおり、当該賃貸借対象地の所在（字）及び地番が公開されるべきものであることから、賃貸人の氏名等と一般に閲覧可能な土地登記簿に記載された登記名義人の個人識別情報との関係が問題となる。土地所有者の氏名等が土地登記簿に記載されるべき情報であることから（土地の所有者と登記名義人が異なる場合が認められるが、不動産登記法第59条第4号、第119条以下によれば、土地所有者の氏名及び住所は登記事項として公示されるものとされており、土地所有者氏名については、それが現実に登記され、公示されている場合はもちろん、登記されていない場合であっても公にすることが予定されている情報というべきである（当審査会答申第46号）。）、土地の賃貸が土地所有者によって行われるのであれば、土地所有者と賃貸人は同一であり、賃貸人の氏名等は、これによって照合できる情報としてただし書きアに該当するものと考えられる。

しかしながら、本件公文書のような土地賃貸借契約の場合、土地の売買とは異なり、土地所有者以外の者が本件土地に権原を有する者が土地を転貸することなどが考えられ、登記簿に記載された情報と賃貸人は必ずしも対応するものとは認められない。

また、原契約書によれば、賃借権設定の登記に関する条項は規定されているものの、当審査会が確認したところによれば、借主である県による土地登記簿への賃借権設定の登記及び建物登記簿への保存登記は行われておらず、土地登

記簿を閲覧したとしても、県との賃貸借契約の事実は確認することはできないものである。

したがって、賃貸人の氏名等の情報は、土地登記簿等の一般に閲覧できる情報から照合され得る情報ではないことから、例外的な公開情報を規定した本件条例第7条第2号ただし書きアにいう「公にすることが予定されている情報」には該当せず、また、同条同号ただし書きイ及びウのいずれにも該当しないため、これらを非公開とした本件実施機関の判断は妥当である。

#### (4) 賃料について

最後に、土地の「賃料」について検討する。

本件処分においては、土地の「賃料」についても、上記(2)及び(3)と同様に、本件条例第7条第2号に該当することを理由として非公開とされている。

賃料は、特定の個人を識別することはできないが、賃貸人の氏名等の特定の個人を識別することができる情報と一体となることによって、特定の個人に支払われた金額が明らかとなるものであり、個人の財産状況に関する情報として、個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

しかしながら、上記(3)のとおり、特定の個人を識別することができる賃貸人の氏名等が非公開であるため、県が本件土地の賃貸借契約により契約をした賃料が明らかになるとしても、特定個人の財産状況を公開するものとはいえ、また個人の権利利益を害するおそれもないものと認められる。また、県が賃貸借契約により支払った賃料については、それが公開されることにより県の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがある等の特段の理由があればともかく(本件条例第7条第6号ただし書きイ)、本件公文書の場合、そのような事情は認められないことから、むしろ公開すべき情報である。

したがって、これを非公開とした実施機関の判断は妥当ではない。

### 3 結論

以上のことから、審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査経過

|              |    |     |                 |
|--------------|----|-----|-----------------|
| 平成17年(2005年) | 4月 | 7日  | 諮問              |
|              | 8月 | 25日 | 申立人からの意見聴取及び審議  |
|              | 9月 | 8日  | 実施機関からの意見聴取及び審議 |

平成18年（2006年） 5月 8日 審議  
5月22日 審議  
6月12日 審議  
7月 4日 審議  
7月25日 審議終結